日刊 (日曜 旦 土曜 Ħ 休日休刊



東京都

告

亦

発 行

次

目

告 示

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……… の変更………(都市整備局市街地建築部建築企画課○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 …………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課 域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定の一部解除 (二件) .....(同)  $\stackrel{\smile}{:}$  $\equiv$ 

………………(産業労働局農林水産部森林課 *T*i. Ŧī. )保安林の指定予定……………………(同)

示

○警備業法による行政処分についての公開の聴聞 (二件)

六

公 告

)開発行為に関する工事完了………………… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課

六

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……… ……………(産業労働局商工部地域産業振興課

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同  $\overset{\smile}{:}$ 

七 六

(昭和二十五年法律第1

一百一号)

第七十七

国土交通大臣の指定

たので、 の三十五の八第二項の規定に基づき、 ●東京都告示第千九十八号 に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があっ 建築基準法 令和二年八月二十五日

同条第四項の規定に基づき、

次のとおり告示する。

構造セ 株式会 社建築 算適合 構造計 事 変項 更 丁目八番 変更前 宿区新宿

令和二年七月

地の事をの性 所務行業判 在所う務定 宮城県仙台 階 苑駅ビル六 一号大橋御 宮城県仙台 苑駅ビル. 新宿区新宿 一号大橋御 一丁目八番

ンター

町二丁目十 市青葉区本 カメイ仙台 番二十八号 グリーンシ グリーンシ カメイ仙台 番二十八号 町二丁目十 市青葉区本

三号室 のいビル千 番五号やま 市中町十一 三号室 のいビル千 番五号やま 市中町十一

福島県郡山

福島県郡山 ティ三階

ティ三階

群馬県高崎

群馬県高崎

区高砂二丁たま市浦和 市八島町一 地内藤ビル 百六十二番 たま市浦和 地内藤ビル 市八島町二 百六十二番

東京都知事 小 池 百

合 子

変更後 変更年月日

八階 8ビ 長野県長

愛知県名古 ビル五階 N D 南 県 町 八十二番地 市南県町千 愛知県名古 ビル五階 N D 南 県 町 八十二番地

市市浜田町工作 日 ル 七 パークビル 番二号久屋 四丁目十四 屋市中区栄

島根県松江 階 十二番十八 市市浜田町 日市ビル 号アーク四 日市ビル七 十二番十八 市市浜田町 三重県四日

番二号久屋 四丁目十四 屋市中区栄 市南県町千長野県長野

ビル一階番地三丸庄 幸二丁目三浜市西区北 神奈川県横 さいたま浦 番十九号日 市葛飾町二 千葉県船橋 ング三階 和ビルディ 丁目四百二 さいたま浦 目二番三号 陽軒ビルヨ二番六号崎 番地三丸庄 丁目四百二 市葛飾町二 ヤスト一号 島二丁目十 浜市西区高 ビル一階 和ビルディ 神奈川県横 千葉県船橋 ング三階

下一丁目三 市北区内山 市中原町六 岡山県岡 市中原町六島根県松江 下一丁目三 市北区内山 岡山県岡

番地

児島MSビ

B 号

市中区八丁広島県広島 号広島ちゅ 堀十五番六 広ビルー 市中区八丁 広島県広島 広ビル二階 号室 うぎんビル 香川県高松 七百四一二 号広島ちゅ 堀十五番六

愛媛県松山ル五階 生命高松ビ 番地一朝日 市亀井町二 香川県高松 七百四一二 うぎんビル 市三番町七愛媛県松山 番地一朝日 市亀井町二 生命高松ビ

供所町一番 市博多区御 福岡県福岡 ング六百一 ネビルディ 一号西鉄祇 十三号ミツ 丁目十三番 一号西鉄祇供所町一番 号室 ング六百 市博多区御 福岡県福岡 ネビルディ 十三号ミツ 丁目十三番

児島市西千 鹿児島県鹿 ビル二階 番四号長崎 市万才町三 長崎県長崎 ビル三階 石町十一番 番四号長崎 長崎県長崎 ビル三階 児島MSビ 二十一号鹿 児島市西千鹿児島県鹿 石町十一 ビル二階

命佐賀駅前

十号朝日生

命佐賀駅前 十号朝日生 一丁目五番

市駅前中央 佐賀県佐賀 園ビル三階

市駅前中央 佐賀県佐賀 関ビル三階

富士建設

株式会社

藤野

一丁目五番

## ●東京都告示第千九十九号

宅地建物取引業者の免許を取り消す 第一 業者から申出がないときは、 で、 この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引 次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない 項の規定により、 第六十七条第一項の規定により、 宅地建物取引業法 右三十日を経過した日をもって当該 (昭和二十七年法律第百七十六 宅地建物取引業法第六十七条 その旨告示する。

市三番町七

**令和二年八月二十五日** 

東京都知事 小 池 百 合 子

号 代表者氏名 所の所在地主たる事務 免許証番号 月日 免許年

商

藤野 加晟代表取締役 丁目三十九 橋蛎殻町一 一(1) 第一○二 号二 十年成六 月二十

## ●東京都告示第千百号

れば 第 第六条第二項の規定により、 項の規定により、 ならない区域 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 壤汚染対策法 を指定するので、 (平成十四年法律第五十三号) 。 以 下 特定有害物質によって汚染されてお 同条第三項において準用する同法 「形質変更時要届出区域」と 次のとおり告示する。 第十一 条

> 令和 一年八月二十五

市牧港五丁 沖縄県浦添

沖縄 目 市 牧 県 県 県 県 張 張 玉 正 武 張 張 玉 正 武 張 玉 正 武 派

沖縄県建設目六番八号 会館四階

会館四階

自地内 形質変更時要届出区域 別図のとおり (墨田区押上

東京都知事

小

池

百

合 子

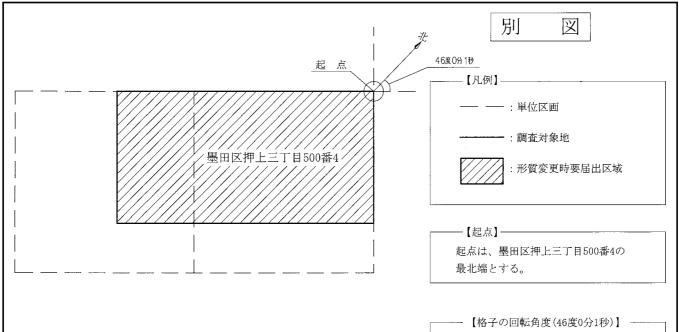
土壤汚染対策法施行規則

(平成十四年環境省令第二十

びにほう素及びその化合物 に適合していない特定有害物質の種類 以 下 「規則」という。 第三十一 条第一 シアン化合物並 項の基準

害物質の種類 規則第三十一 条第二項の基準に適合していない特定有 鉛及びその化合物

3



格子の回転角度は、起点を通り、東 西方向及び南北方向に引いた線並び にこれらと平行して10m間隔で引い た線により構成されている格子を、 起点を中心として、右回りに回転さ せた角度を示す。

兀 定有害物質の種類 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特 講じられた汚染除去等の措置 鉛及びその化合物 土壌汚染の除去

化合物、

鉛及びその化合物、

砒素及びその化合物並びに

六価クロム

に適合していなかった特定有害物質の種類

九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

ふっ素及びその化合物

令和二年八月二十五日

のとおり告示する。

項において準用する同法第六条第二項の規定により、

より指定した区域の一部の指定を解除するので、

同条第

次

指定を解除する区域 別図のとおり (北区神谷二丁目

地内)

土壤汚染対策法施行規則

(平成十四年環境省令第1

東京都知事 小 池 百 合 子 土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)

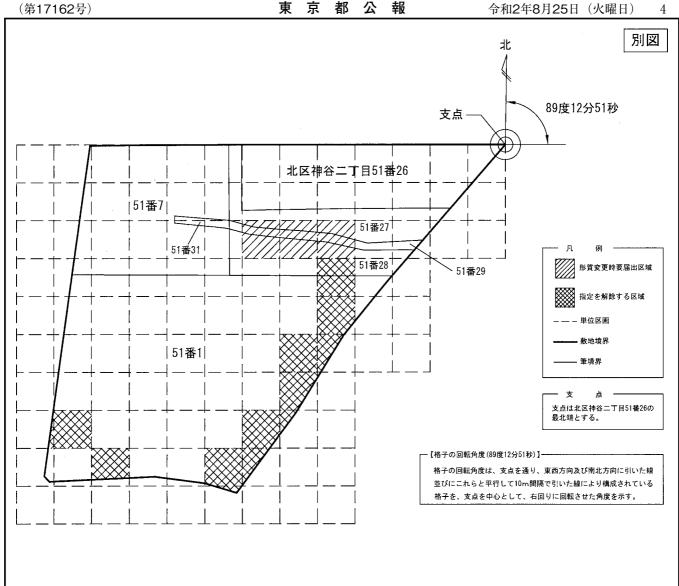
一項の規定により、

令和一

一年東京都告示第二百九十二

第十

●東京都告示第千百



## ●東京都告示第千百二号

のとおり告示する。 により指定した区域の一部の指定を解除するので、 第二項の規定により、 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一 令和元年東京都告示第二百九十七号 同条第 次

なかった特定有害物質の種類 九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい 丁目地内) 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 指定を解除する区域 東京都知事

別図のとおり

(江戸川区平井六

小

池

百 合

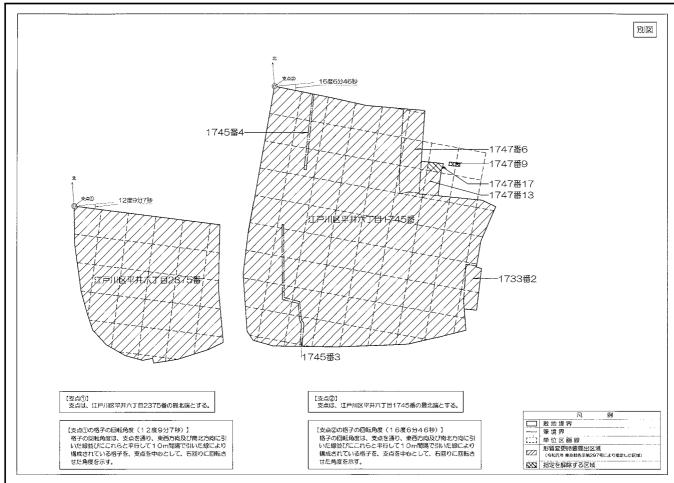
子

令和二年八月二十五日

講じられた汚染の除去等の措置 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物 土壌汚染状況調査の

カドミウム及びその化合

5



## ●東京都告示第千百三号

第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除す 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の

令和二年八月二十五日

る予定であるので告示する。

東京都知事 小

百

合

子

池

解除を予定する保安林の所在場

る。

市御岳

Щ

一九五番一

(次の図に

一示す部

分

13 限

保安林として指定された目

名所又は旧跡の風致の保存

解除の理由

 $\equiv$ 

指定理由の消滅 「次の図」 は、 省略 その図面を東京都産業労働局

農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。 東京都告示第千百四

第二十九

## 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)

定により告示する。 旨農林水産大臣から通知があったので、 の規定により、 令和二年八月二十五日 次のように保安林の指定をする予定である 同法第三十条の規

小 池 百

保安林予定森林の所在場所

東京都知事 合 子

あきる野市養沢字上養沢八五二 二番、 八五三番 口 八

八五六番及び字中養沢六七〇番

五番、

指定の目的

四界

### 水源の涵養

### 指定施業要件

- 立木の伐採の方法 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 主伐として伐採をすることができる立木は、

当該

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

定める標準伐期齢以上のものとする

 $(\Box)$ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧 に供する。) 「次のとおり」は、 省略し、その関係書類を東京都産

### 公

### 示

都

### ◉東京都公安委員会告示第257号 告

東 京

法第23条第5項において準用する同法第22条第7項の規定 による行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88 く公開による聴聞を次により行う。 警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第7項及び同 第13条第1項及び警備業法第50条第4項の規定に基づ ယ 2

令和2年8月25日

### 東京都公安委員会

委員長  $\forall$ #  $\gg$ , 美子

### 뺍

令和2年9月1日 (火曜日) 午前10時開始

都公安委員会聴聞会場 千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内

ယ

被聴聞者の住所及び氏名

世田谷区等々力五丁目27番5号 邁口

# ●東京都公安委員会告示第258号

号) 第13条第1項及び警備業法第50条第4項の規定に基づ による行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88 く公開による聴聞を次により行う。

令和2年8月25日

東京都公安委員会

委員長 # 久美 4

뺍

日郡

揚所

令和2年9月1日 (火曜日) 午前10時開始

都公安委員会聴聞会場 千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京

被聴聞者の住所及び氏名

品川区豊町二丁目12番15号 全衛衛 芳行

### 告

公

開発行為に関する工事の完了について

完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

令和二年八月二十五日

警備業法(昭和47年法律第117号) 第22条第7項の規定

二区

調布市深大寺東町三丁目四番

の一部及び同番一地先(第

十三号

ティーアラウンド株式会社

代表取締役 大橋

西東京市東伏見三丁目八番

兼六土地建物株式会社

代表取締役

鍵市

佳克

二十九番一号

武蔵野市吉祥寺北町一丁目

住所及び氏名 許可を受けた者の

十一番及び四百九十二番 東久留米市小山二丁目四百九

含まれる地域の名称

開発区域又は工区に

東京都多摩建築指導事務所長

浅

勉

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

その届出及び添付書類を縦覧に供する 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 以下

号 あっては所在地)三意見を述べる理由」を記載した書面を とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名(団体 労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番 添えて、令和二年八月二十五日から四月以内に東京都産業 にあっては団体名及びその代表者の氏名) なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう に到着するよう提出してください。 二住所 (団体に

令和二年八月二十五日

東京都知事 小 池 百 合

子

池袋スクエア

店舗名

7	令	和2年	8月2	5日	(火	曜	∃)			東	京	者	B 1	<b>公</b>	報					(2	第17	162	号)
	七	六		五		四	三三	<u> </u>			1				十	九	八	七	六	五	四	Ξ	=
代表者名	変更後の設置者の	代表者名の設置者の	者名	変更を行った設置		設置者住所	設置者名	店舗名店舗名			新 <b>夏</b> 莊 昆				縦覧期間	縦覧場所	届出日	変更日	代表者名変更後の設置者の	代表者名変更前の設置者の	設置者住所	設置者名	店舗所在地
	堀内 裕之	大沼 哲夫		科研製薬株式会社	ほか	文京区本駒込二丁目二十八番八号	科研製薬株式会社ほか一名	文京区本駒込二丁目二十八番十号文京グリーンコート		時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一	二角も特三一分の二を日中三一を除く	*例第十号)に	都の休日に関する条例(平成元年一月二十五日まで、たたし、東京	2 日	一号) 振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業	令和二年七月二十九日	令和二年四月一日	梅田圭	飯盛 徹夫	中央区八重洲一丁目二番一号	みずほ信託銀行株式会社	豊島区東池袋一丁目十四番一号
+ :	<u>+</u>	+	九		八		七	六		<u>F</u> ī.	四	三	$\equiv$	=	_	+ =			+	•	十	九	八
	届出日	変更日	の代長者名変更後の小売業者	の代表者名	変更前の小売業者	称	業者の氏名又は名変更を行った小売	代表者名変更後の設置者の	代表者名	変更前の設置者の	設置者住所	設置者名	店舗所在地	<b>万</b>	与浦名	一 縦覧時間			総覧期間		縦覧場所	届出日	変更日
東京都産業労働局商工部地域産業	令和二年七月三十日	令和二年五月二十八日	澤田 太郎		好本 達也		株式会社大丸松坂屋百貨店	澤田 太郎		好本 達也	江東区木場二丁目十八番十一号	株式会社大丸松坂屋百貨店	台東区上野三丁目二十九番五号	上野店	朱弋会士大丸公反屋写貨店公反屋	時までを除く。	を除く。	<b>米例第</b> 十	都の休日に関する条例(平成元年二月二十五日まで。ただし、東京令和二年バ月二十五日から同年十	1915年,第7日本第7日年,1918年,第7日本第7日本第7日本	124	令和二年七月三十日	令和二年六月二十六日
アが異共間		五 縦覧場所	ウ収受日	イ概要	ア・聴取者	匹意見		二店舗所在地	一 店舗名		令和二年八月二十五日	意見の概要を公告し、	意見を聴取したので、	条第一項の規定に	大規模小売店舗	ついて 大規模小売			十四 縦覧時間		十三 紛覧期間		
五日まで。ただし、東京都の休日に関する利に発了して、東京都の休日に関する。	<b>予和二手入引二トエヨから司手も引二トー</b>	(新宿区西新宿二丁目八番一号)東京都産業労働局商工部地域産業振興課	令和二年七月三十一日	意見なし	小平市長		大和情報サービス株式会社	か平市上水本町四丁目千四百八十番一ほ	(仮称) 日立自動車教習所跡地計画	東京都知事 小 池 百合子	三十五日	こし、当該意見を縦覧に供する。	いで、同条第三項の規定により次のとおり	条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八	ついて 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に	母 言っ で 図 く	<b>身までを余く。</b> 分まで。たたし、正午から午後一	トにもの 1371 Note 2018 とこれを除く。	東京都条例第十号)に定める休日都の休日に関する条例(平成元年	二月二十五日まで。ただし、東京令和二年八月二十五日から同年十	一号)	· 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.

を	1	(第17162号)	東	京	都	公	報	令和2年8月25日		8
る条例 (平成元年東京都条例第十号) に 定める休日を除く。 下前九時三十分から午後四時三十分まで。 東京都新領区西新領ニ丁目人番 - 号 健3-80 価 本号 - 一 (									七	
る条例 (平成元年東京都条例第十号) に 定める休日を除く。 下前九時三十分から午後四時三十分まで。 東京都新領区西新領ニ丁目人番 - 号 健3-80 価 本号 - 一 (									靴 覧 時	
で記話 ○三(五三二) 一一一一(代) 郵務 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									間	
で語 ○三(五三二) 一一一一(代) 郵寄行   下   下   下   下   下   下   下   下   下									た午が前	定る
で語 ○三(五三二) 一一一一(代) 郵寄行   下   下   下   下   下   下   下   下   下									たし、時	る休(
で語 ○三(五三二) 一一一一(代) 郵寄行   下   下   下   下   下   下   下   下   下									正十分	日 成 一
で語 ○三(五三二) 一一一一(代) 郵寄行   下   下   下   下   下   下   下   下   下									から午	が年
で語 ○三(五三二) 一一一一(代) 郵寄行   下   下   下   下   下   下   下   下   下									後午一後	京都多
で語 ○三(五三二) 一一一一(代) 郵寄行   下   下   下   下   下   下   下   下   下									時まで	例第
で語 ○三(五三二) 一一一一(代) 郵寄行   下   下   下   下   下   下   下   下   下									を分け	十号
郵便番号   163-8001   定 価	発行								。で。	K
郵便番号   163-8001   定 価	電話 《 京都新									
郵便番号   163-8001   定 価	○三(宝									
郵便番号   163-8001   定 価	西新宿京									
郵便番号   163-8001   定 価										
郵便番号   163-8001   定 価	一八一番									
定 価										
一	野便留亏 163-8001									
選 六、六 合 ○ ○ 円	一本									
送料を含む。) 印   電話 ○三(三八一二)五二○一(代)   郵子のである。) 印   献 式 会 社   母のである。   日本のでは、 一般である。   日本のでは、 一般では、 一般である。   日本のでは、 一般では、 一般で	(郵)									
含む。  日   一   所   勝   美   印   刷   株   式   会 社   表   会 社   表   会   会   表   会   会   会   会   会   会	送料を六、六									
印刷所   下	含し四三〇四									
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代) 東	印刷所									
○三(三八一二)五二(一(代) □ 刷 株 式 会 社 一番七号 便番号 112-0001	電原勝話者業									
三八二二五二〇一(代) 刷 株 式 会 社 一種号 112-0001	○三(									
二	三八一									
二十八 三 会 (代) 号 社	二一大									
(代) 号社   一   四便番号   112-0001	二〇一番 会									
郵便番号   112-0001	(代) 社									
110-0001	郵便番号									
FSC = 70 A E FSC* C000270	FSC ミックス 紙 FSC* C006270									